



# 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例

2021年  
No.12  
事例3

疑義照会・処方医への情報提供

## 同効薬の重複



### 事例

#### 【事例の詳細】

エリキユース錠を服用していた患者が3か月ぶりに来局し、患者にエリキユース錠とリクシアナ錠が処方された。お薬手帳から、患者は外来通院していた医療機関に入院し、退院時にリクシアナ錠が処方されたことが分かった。処方医に疑義照会を行ったところ、入院中から2剤を併用して服用していたと返答があった。返答に疑問が残ったため、同医療機関の薬剤部に問い合わせ、入院中にエリキユース錠からリクシアナ錠へ変更になったことを確認した。薬剤部から処方医へ疑義照会を行ってもらった結果、エリキユース錠が削除になった。

#### 【推定される要因】

処方医の電子カルテの操作ミスが要因と考えられる。

#### 【薬局での取り組み】

退院後の処方箋を応需した際は、お薬手帳や患者から情報を収集し、処方内容の適否を検討する。



### 事例の ポイント

- 本事例は、退院時の処方薬がお薬手帳に記載されていたため、退院後の処方内容と照合することができ、その結果、齟齬があることに気づき疑義照会を行った事例である。
- 入退院前後の医療機関が同一であっても、入院と外来のカルテの連動が不十分であることがある。入院前から退院後まで途切れのない適切な薬物療法を行うには、外来処方箋を応需する薬局薬剤師の関わりが重要になってくる。処方箋を応需した際、患者が直近に入院したことを把握した場合は、入院前、入院中、退院時の処方内容の推移を把握したうえで調剤を行う必要がある。
- 本事例は、疑義を解消するために、処方医だけでなく同医療機関の薬剤部にも問い合わせ、入院中の薬剤服用歴を確認した好事例である。エリキユース錠とリクシアナ錠はいずれも抗凝固薬であり、処方通りに併用して服用した場合、出血の危険性が高まる可能性がある。疑義照会を行う際は、処方医に疑義内容が正しく伝わるように説明する必要がある。それでも疑義が解消できない場合は、疑義が解消できるまで行動することが重要である。



公益財団法人 日本医療機能評価機構  
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル  
電話：03-5217-0281（直通） FAX：03-5217-0253（直通）  
<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。